予防短期 < 超強化型 > 利用料金表 (1割負担)[改正:R6年8月1日]

1. 保険内料金

(1)共通料金:ご利用された場合に必ず発生する料金です。

(円/日)

要介護度	要支援1	要支援2
施設サービス費 (従来型個室)	661	813
在宅復帰 在宅療養 支援機能加算 Ⅱ	54	
サービス提供体制加算 I		23
夜勤職員配置加算	25	
合計(日額)	763	915

(2)個別の料金:該当する場合に個別に発生する料金です。(加算についてのご説明を参照ください。)

①1日単位で発生する料金	(円/日)
個別リハビリテーション 実施加算	251
療養食加算(1食あたり)	9
送迎加算	193

②月単位で発生する料金	(円/月)
処遇改善加算 V (1)	1か月の総単位数に 6.7%を乗じた単位

(3)保険内料金補足事項

- ①上記(1)(2)の金額は、法定単位数に地域加算を乗じて端数処理を行った1割負担の金額を表示しています。 (地域加算:日立市の地域区分は「5級地」に該当するため、1単位あたり10.45円で計算)
- ②厚生労働省が定める方法で端数処理を行う関係上、実際のご請求額と若干の差異が生じる場合があります。

2. 保険外料金

(1)共通料金		(円/日)	

		(ロ/ロ/
	朝食	295
食費	昼食	600
	夕食	550
居住費		1,728
日用品代		300
教養娯楽費		150

(2)個別の料金

私物洗濯代	400円/回
理美容代	2,000円から
電気器具持込料 (テレビ・電気毛布)	100円/日

加算についてのご説明(予防短期入所)

在宅復帰在宅療養支援機能加算 II	介護保険法により定められた、在宅復帰率、ベット回転率、訪問指導等の割合によって算定。
サービス提供体制加算 I	介護福祉士の資格をもった職員が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上 配置されていることで算定。
夜勤職員配置加算	入所者20名に1以上の介護職員・看護職員を配置していることが算定の条件。 (しおさいの場合 5名配置)
個別リハビリテーション加算	個別にリハビリを実施した場合に算定。(実施日のみの算定です)
療養食加算	医師の指示による療養食を摂る方が対象。
送迎加算	送迎は平日のみとなります。 時間は(迎え:10時から11時 送り:14時から15時)範囲は要相談。
処遇改善加算V(1)	介護業務に直接従事する職員(介護職員)の安定的な処遇改善を目的として、賃金改善や職場環境の整備のために必要なお金を国から事業所へ支給する制度です。